

○行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成4年2月28日告示第13号

改正

平成9年3月13日告示第12号
平成10年3月17日告示第19号
平成13年3月16日告示第23号
平成18年1月30日告示第6号
平成24年3月8日告示第10号
平成25年2月28日告示第7号
平成31年4月1日告示第26号
令和2年4月1日告示第32号
令和3年4月1日告示第30号
令和6年4月1日告示第27号

行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、その処理施設の設置及び維持管理並びに補助金を交付することについて、関係法令及び行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小型合併処理浄化槽 し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。）であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上で放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号。以下「国庫補助指針」という。）が適用される合併処理浄化槽にあつては、国庫補助指針に適合するものをいう。
- (2) 専用住宅 主に住居の用に供する建物であつて一戸建てのもの（以下この号において「一戸建て住居」という。）をいう。ただし、二世帯住宅等で同一敷地内に一戸建て住居が複数ある場合（集合住宅を除く。）を含む。
- (3) 併用住宅 小規模店舗等を併設した住宅で、延床面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅をいう。
- (4) 単独浄化槽 環境省浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。
- (5) 汲み取り便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定する汲み取り便所の便槽をいう。
- (6) 転換 単独浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し、浄化槽を設置することをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認を要する建築物の新築、増築及び改築に伴うものを除く。
- (7) 処分 転換に伴い単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の清掃から消毒、汚泥処理、撤去、

運搬及び最終処分までを行うことをいう。

(8) 配管 生活排水を合併浄化槽本体に流入させ、又は合併浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管きよ、ポンプ設備及びますをいう。

(9) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。

(10) 補助対象地域 下水道事業計画区域及び農業集落排水使用区域並びに集中合併処理浄化槽使用区域を除外した行橋市全域をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、補助対象地域において、小型合併処理浄化槽の設置又はその規模の変更（以下「設置等」という。）をする者（賃貸住宅に居住する者にあつては、当該居住者が設置等をする場合に限る。以下「設置者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに小型合併処理浄化槽を設置する者

(2) 賃貸住宅に居住する者で、当該賃貸住宅の所有者の承諾が得られないもの

(3) 販売の目的で小型合併処理浄化槽付専用住宅又は併用住宅を建築する者

(4) 浄化槽設置後、その場所に住民票を置けない者。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(5) 市（区町村）税等を滞納している者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの若しくは暴力団員が役員となっている法人その他の団体

(7) その他市長が不相当と認める者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、小型合併処理浄化槽の設置等に要する費用に相当する額とし、設置者が設置等をした小型合併処理浄化槽の規模（建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302-2000。次項において「算定基準」という。）により算定した人槽区分をいう。）に応じ、別表第1の右欄に定める額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、併用住宅に小型合併処理浄化槽の設置等をした場合においては、当該併用住宅の居住部分の延床面積を対象として算定基準により算定した規模に応じ、別表第1の右欄に定める額を限度とする。

3 転換の場合にあつては、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度として、前項の補助金額に加算する。この場合において、加算金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする世帯の世帯主である者（以下「申請者」という。）は、補助事業に係る工事に着手する前までに、次の各号に掲げる書類とともに行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(1) 法第5条第2項に規定する期間を経過した同条第1項に基づく届出書の写し

(2) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要する者は、計画書及び確認済証の写し

(3) 賃貸住宅に居住する者については、当該賃貸住宅の所有者の承諾書

- (4) 小型合併処理浄化槽の設置等の工事請負契約書の写し
- (5) 設置場所の位置図及び浄化槽配置配管図
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (8) 国庫補助指針に適合することを証する書類（ただし、国庫補助指針が適用される小型合併処理浄化槽に限る。）
- (9) 浄化槽設備士免状の写し
- (10) 市（区町村）税の滞納のないことを証明する書類（発行日から1ヶ月以内のもの）
- (11) 納付状況調査同意書（様式第3号）
- (12) 住民票（世帯全員の記載があり、かつ、その続柄も記載されているものであって、発行日から3ヶ月以内のもの）
- (13) 申請の手続を委任する場合は、委任状（様式第4号）
- (14) その他市長が必要と認める書類
（補助金交付の決定及び通知書類）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第5号）又は行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（変更承認申請書）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 補助対象者は、補助事業の中止、廃止等により、当該補助金の交付の申請を取り下げるときは、行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付取下申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（設置工事等の基準）

第10条 小型合併処理浄化槽の設置等は、法第6条の規定により浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならない。また、工事については第6条2項の規定による決定の通知を受けた日以後から着手できる。

- 2 小型合併処理浄化槽の設置等は、法第21条の規定による知事の登録を受けた浄化槽工事業者に委託して行わなければならない。

- 3 設置者は、小型合併処理浄化槽の適正な機能の維持を図り生活環境を保全するため、法第3条第3項に規定する浄化槽の使用に関する環境省令に従って維持管理しなければならない。

- 4 小型合併処理浄化槽の保守点検は、法第8条の規定により浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。

- 5 前2項の維持管理及び保守点検は、知事の登録を受けた保守点検業者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に委託して行わなければならない。
- 6 小型合併処理浄化槽の清掃は、法第9条の規定により浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。
- 7 前項の清掃は、法第35条の規定による市長の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者（以下「浄化槽清掃業者」という。）に委託して行わなければならない。

（設置者の義務）

第11条 設置者は、法第10条の規定により前条第4項の保守点検及び同条第6項の清掃を行わなければならない。

（設置後等の水質検査）

第12条 設置者は、法第7条に規定する水質検査を受けなければならない。

- 2 設置者は、法第11条に規定するところにより、毎年水質検査を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助対象者は、補助事業完了後1月以内又は当該年度末日の14日前のいずれか早い日（以下「提出期限」という。）までに、次の各号に掲げる書類とともに実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により提出期限までに実績報告書を提出できないときは、次条に規定する理由書を添えて、提出できる状態になった後、直ちに提出しなければならない。

- （1） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- （2） 浄化槽設置状況検査依頼書の写し及び領収書の写し
- （3） 浄化槽設置等工事写真（別表第3）
- （4） 浄化槽工事のチェックリスト（別表第4）
- （5） その他市長が必要と認める書類

（理由書）

第14条 補助対象者は、前条のほか、第3条第2項第4号ただし書の事情その他市長が補助事業に関して理由を明らかにすべきと認める事情があるときは、理由書（様式第10号）を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、第13条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業として適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第11号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 補助対象者は、前条の規定による補助金の確定の通知を受けた後、補助金交付請求書（様式第12号）により、補助金の請求をするものとする。

（決定の取消）

第17条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 不正の手段により補助金交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業の他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し

既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(設置工事の確認)

第19条 市長は、補助事業を適正に執行するため、小型合併処理浄化槽の設置等の状況を施工の現場において確認するものとする。

(補助金の適用除外)

第20条 この告示に定める補助金は、国、県、市等の公共団体並びに事業活動に供する施設及びこれに付帯する建築物の小型合併処理浄化槽には適用しないものとする。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに行橋市生活雑排水処理施設の設置指導及び補助金交付要綱の規定により行われた手続き及び処分は、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月13日告示第12号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月17日告示第19号)

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月16日告示第23号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則 (平成18年1月30日告示第6号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月8日告示第10号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日告示第7号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日告示第26号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第32号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第30号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日告示第27号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

人槽区分	限度額
5人槽	303,000円

7人槽	360,000円
10人槽	468,000円

別表第2（第4条関係）

区分	加算金限度額
既存単独浄化槽の処分に要する費用	120,000円
既存汲み取り便槽の処分に要する費用	90,000円
配管設置工事に要する費用	300,000円

別表第3（第13条関係）

写真の種類	審査のポイント	備考
(1) 浄化槽設備士が 実地に監督している ことを証する写真	浄化槽設備士が工 事を実地に監督してい るか、又は自ら工事を 行っているか。	
(2) 基礎工事の状況 を示す写真	栗石地業を行った 後、捨てコンクリート を所定の厚さで打っ ているか。	
(3) 据付工事の状況 を示す写真	水張を行い、水平を 保ちつつ、水じめ及び 突き固めを行っている か。	水準器を用い、水平 を確認しつつ、水じめ 及び突き固めを行っ ている状況を撮影する。
(4) かさ上げの状況 を示す写真	バルブ操作などの維 持管理を容易に行うこ とができるか。	スケールをあてるな どして、かさ上げ高さ がわかるように撮影す る。

別表第4（第13条関係）

浄化槽工事のチェックリスト

検査項目	チェックのポイント	欄
1 流入管きよ及び放流 管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流の おそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4 弁の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な弁 が設置されているか。	
5 流入管きよ、放流管 きよ及び空気配管の変 形及び破損のおそれ	管の露出等により変形及び破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことがで きるか。	

7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検及び清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検及び清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか	
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設備及び稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
14 ブローターの設置及び稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
15 既存設備（単独処理浄化槽または汲み取り便槽）の撤去	既存設備の撤去が十分行われているか。	
	産業廃棄物の処理が適正に行われているか。	

上記のとおり証明いたします。

年 月 日

浄化槽整備士 氏 名 印
(浄化槽整備士免状の交付番号)